

令和8年改正対応

実例から学ぶ

中小企業の 税務判断

税理士 延時 隆 編著

押さえておきたい基本と応用Q&A

はしがき

我々税理士は、税法・民法等の法令により税務処理、税務申告・税務相談を執り行っています。税法における法令とは、法人税法・所得税法、施行令・施行規則などであり、税務申告に際してはその法令に準拠します。また、税務調査においては、それらの法令・通達により税務判断がなされます。

基本通達・個別通達は行政サイドのルールですから、あくまでも法令に準拠しますが、現状の事象によっては通達にそぐわないことがあり、地裁・高裁・最高裁の判例(納税者側の勝訴)により、通達が改訂・追加されます。

本冊子では、税務判断する際にあくまでも法令を基本にしています。法令をベースにして各税務事案には税務通達を斟酌して解説し、我々税理士事務所が中小企業経営者に対して適切な助言をすることを基本とした冊子となります。

冊子の内容は、法人税、消費税、源泉所得税などの法人税関連の疑問、税務調査の現場、電話等による問い合わせを筆者が実際経験したものなどを含めて、まとめたものです。税理士が認識する税法等の法令と、税務当局の税務調査の臨場での通達の判断との齟齬を、体験に基づいて過去の事例をもとに記述していきます。

本書が、実務家の皆様にとってはよくある相談事例における誤りやすい実務の確認や気づきとして、また会社経営者・経理担当者の皆様にとっては、事例を把握しておくことでトラブルの事前回避や、正しい会社経営の一助となれば幸いです。

税理士 延時 隆

本冊子は、令和8年4月1日現在の法令に基づいています。

目次

I 役員給与・退職金

1. 役員に対する給与	6
<役員に対する経済的利益>	6
<定期同額給与と事前確定届出給与>	8
2. 役員給与の増減	9
<増額改定による遡及の支給>	9
<役員給与の変更(好調期と業績悪化時)>	9
<事前確定届出給与・役員賞与の支給>	12
<役員への退職金(功績倍率)>	13
<役員退職給与の支給時期と支払い方法>	15
<役員退職金>	16
3. 社員の退職金の打切り支給	18
<永年勤続従業員からの要望による退職一時金の支給>	18
<勤続年数の打切りに伴う退職給与の一部打切支給>	18
<代表者の親族の役員・給料>	19

II 会社・役員間取引

1. 不動産の賃貸借	20
<会社と役員との土地・家屋等の賃貸借>	20
<会社が役員の個人所有の土地を借りる場合>	22
2. 貸付金・借入金(会社と役員との間の金銭貸借)	26
<役員に対しての金銭貸付金>	26
<役員からの借入金>	28
3. 法人から役員への資産の贈与等	30
<法人から役員への資産の贈与、低額譲渡、高額譲渡>	30

III 親会社・子会社

1. 取引価格の適正性(商品・製品の単価)	32
<取引価格>	32
2. 子会社への出向と給与課税・源泉所得税	32
<子会社への役員出向・出向元法人が支払う較差補填金>	32

IV 売上・外注費等の計上時期と雑収入

1. 収益の計上時期(出荷、納品、検収の各基準)、引渡しの認識	34
＜収益の計上時期＞	34
2. 建設業等の請負工事、工事完成基準、部分完成基準	36
＜請負工事＞	36
＜外注費に係る消費税の支払時期の問題＞	37
3. 雑収入	38
＜スクラップの売却＞	38
＜預り保証金＞	39
＜ポイントの活用、還元＞	40

V 福利厚生費と交際費

1. 従業員の退職金積立(中退共制度)	42
2. 慰安旅行等	43
＜慰安旅行＞	43
＜リゾート会員権＞	44
3. 福利厚生費と交際費	45
＜福利厚生費と交際費等との区分＞	45
4. 交際費と会議費	46
5. ロータリークラブの会費等	49
6. 謝礼、仲介手数料、情報提供料	50

VI 給与・外注費・生命保険等

1. 外国人の雇用	52
＜外国人労働者の給与等＞	52
2. 現物給与	54
＜通勤手当等＞	54
＜食事の支給等＞	54
3. 社内外注・業務委託費	56
＜外注費と給与＞	56
＜短期前払費用＞	58

4. 生命保険等	60
<生命保険契約>	60
<定期保険契約の取扱いの変更(法人税基本通達)>	62
<年換算保険料相当額30万円の基準(令和元年10月8日以後)>	66
<保険契約の変更>	66
<保険契約の転換(コンバージョン)>	67

VII 消費税・インボイス制度

1. 消費税	70
<輸出免税>	70
<非課税・不課税・免税の違い>	71
2. インボイス制度	72
<帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合>	72
<立替金の場合の適格請求書>	74
<従業員が立替払いした場合の適格簡易請求書>	74
<中小事業者の1万円未満の課税仕入れ(少額特例)>	75
<2割特例の見直し(個人事業者のみ適用可能な3割特例の創設)>	76
<仕入税額控除(8割・5割控除から7・5・3割控除へ改正)>	76

VIII 資本的支出(減価償却)と修繕費

1. 資本的支出と修繕費の判定	78
<経年劣化による修繕費>	80
<台風被害による修繕費>	80
<保険金と圧縮記帳>	81
<中古資産の修繕費>	84
<中古資産の耐用年数>	86
2. 減価償却	87
<少額減価償却資産の特例(40万円基準)>	87
<消費税等の経理処理方式の違いによる判定>	88
<少額の減価償却資産>	88
<リース契約>	90

IX 資金繰り・法人成り

1. 資金繰り	92
<運転資金と設備投資の資金>	92

2. 法人成り	94
<棚卸資産の引継ぎ>	94
<固定資産の引継ぎ>	95
<みなし譲渡>	96

X 租税特別措置法

1. 中小企業向け措置の中小企業者に該当するかの判定	98
<措置法上の中小企業者>	98
<中小企業者が対象となる制度>	99
2. 中小企業技術基盤強化税制	100
<中小企業技術基盤強化税制の概要>	100
<控除限度超過額の3年間の繰越控除>	101
3. 中小企業投資促進税制	102
<中小企業投資促進税制の概要>	102
<対象となる車両及び運搬具>	103
4. 中小企業経営強化税制	104
<中小企業経営強化税制の概要>	104
<リース資産の取扱い>	105
<事業の用に供した日>	106
<他の税制との重複適用>	107
5. 中小企業向け賃上げ促進税制	108
<中小企業向け賃上げ促進税制の概要>	108
<賃上げ促進税制での税額控除の繰越控除措置>	111
<雇用者給与等支給額に含まれないもの>	112

凡例

法 法…法人税法	消基通…消費税基本通達
法 令…法人税法施行令	措 法…租税特別措置法
法基通…法人税基本通達	措 令…租税特別措置法施行令
所 法…所得税法	措 規…租税特別措置法施行規則
所基通…所得税基本通達	措 通…租税特別措置法関係通達
所 令…所得税法施行令	地 令…地方税法施行令
所 規…所得税法施行規則	耐 令…減価償却資産の耐用年数等に関する省令
消 法…消費税法	耐 通…耐用年数の適用等に関する取扱通達

I 役員給与・退職金

1. 役員に対する給与

<役員に対する経済的利益>

Q

役員給与について、金銭以外で役員給与の対象となるものがあると聞きましたが、どの様なものが対象となるのでしょうか。

A

債務の免除による利益や資産の贈与、低額での譲渡などの経済的利益の供与は、役員等に対して給与を支給したのと同様の経済的効果を有するため、原則として給与とされます。

(参考法令等) 法法34④、法基通9-2-9

○役員に対する経済的利益

経済的な利益とは、例えば次に掲げるもののように、法人の行為によって実質的にその役員に対して給与を支給したのと同様の経済的効果をもたらすものをいいます。

①	役員等に対して資産を贈与した場合におけるその資産の時価
②	役員等に対して資産を時価より低額で譲渡した場合における時価と譲渡価額との差額
③	役員等から資産を時価より高額で買入れた場合における買入れ価額と時価との差額
④	役員等に対して有する債権を放棄または免除した場合におけるその債権の額
⑤	役員等から債務を無償で引き受けた場合におけるその債務の額
⑥	役員等に対して居住用土地または家屋を無償または低額で提供した場合における通常取得すべき賃貸料の額と実際に徴収した賃貸料の額との差額
⑦	役員等に対して無利息または低率で金銭の貸付けをした場合における通常取得すべき利率により計算した利息の額と実際に徴収した利息の額との差額

Ⅱ 会社・役員間取引

1. 不動産の賃貸借

<会社と役員との土地・家屋等の賃貸借>

Q 当社が所有する土地・家屋を、当社の役員に社宅として貸すことになりましたが、家賃をいくらにしたら良いかの目安や注意する点などがあれば教えてください。

A 会社が役員に土地建物を貸す場合、次の「通常の賃貸料」を家賃として収受していれば問題ありません。

土地・建物の面積と固定資産税課税標準額をもって算出します。ただし、床面積や取得価額、支払賃貸料の額、内外装の状況等から、いわゆる豪華社宅とされる場合は、次の算式の適用はなく、通常支払うべき使用料に相当する額が賃貸料相当額になります。

①通常の賃貸料の計算(小規模住宅でない場合)

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年度の家屋の固定} \\ \text{資産税の課税標準額} \end{array} \times 12\%^{*} + \begin{array}{l} \text{その年度の敷地の固定} \\ \text{資産税の課税標準額} \end{array} \times 6\% \right] \times \frac{1}{12}$$

※木造家屋以外の家屋については10%

(設例1) 役員社宅

その年度の家屋の固定資産税 の課税標準額	その年度の敷地の固定資産税 の課税標準額
6,170,000円	1,954,000円

○ 自社所有の社宅 (所基通36-40)

$$\left[\begin{array}{l} 6,170,000 \times 12\% \\ \downarrow \\ 740,400 \end{array} + \begin{array}{l} 1,954,000 \times 6\% \\ \downarrow \\ 117,240 \end{array} \right] \times \frac{1}{12} = \frac{71,470}{\downarrow} \text{月額家賃}$$

借り上げ社宅

会社が第三者から借り受けた土地・建物を役員に転貸借(又貸し)している場合、その賃借料の50%か、上記の賃貸料のいずれか高い金額を賃貸料の金額とします。

Ⅳ 売上・外注費等の計上時期と雑収入

1. 収益の計上時期(出荷、納品、検収の各基準)、引渡し認識
＜収益の計上時期＞

Q

当社は、商品等の売上を毎月20日締め日で計上していますが、決算日である3月31日の直前に多額の売上があった場合、翌月の締め日で取引先に請求することになりますが、どのように処理したら良いでしょうか。

A

質問の場合、3月31日までに引き渡し完了している分を、売上として計上する必要があります。

売上は、原則、引渡し完了した時点で計上します。そのため、決算月には、直前月の締め日から翌月の締め日までの納品のうち、決算日までに完了した納品分を売上として計上する必要があります。

税務調査では、売上を意図的にずらして利益を操作する行為がないか、決算日前後の納品等が必ず調査されます。

決算時の計上(帳端(ちょうは)、每期継続適用)

法人税法上、資産の販売等の収益(益金)の計上時期は、目的物の引渡し又は役務の提供の日が原則です。相手方に引渡したことで、売上・収益が成立します。

引渡しには次の基準があります。会社にとって、その中で合理的な基準を選択できますが、每期継続して売上計上をしなければなりません。

①出荷基準(納品基準)	②検収基準
③使用収益開始基準	④検針日

例えば、3月31日決算の法人が、売上計上を毎月20日締めとしている場合、3月21日から決算3月末日までの11日間に取引先に納品したものは、「帳端」として、売掛金の計上をしなければなりません。

(参考法令等) 法法22の2①、法基通2-1-1、2-1-2

VI 給与・外注費・生命保険等

1. 外国人の雇用

<外国人労働者の給与等>

Q

当社は、介護事業の人材確保のため、東南アジアからの外国人を雇用・採用しています。

源泉所得税等の注意点を教えてください。

A

外国人労働者であっても、給与の支払いをする際には、原則としてその給与から所得税等の額を差し引きます(源泉徴収します)。

この源泉徴収する所得税等の額は、「居住者」に該当するか、又は「非居住者」に該当するかにより異なることになります。

また、非居住者である親族について扶養控除等の控除の適用を受ける場合には、所定の書類を提出する必要があります(次頁 ③ 確認書類 参照)。

○源泉所得税に関する留意点

①勤務状況(主たる給与か、従たる給与かの確認が必要(専属か掛け持ちか))

主たる給与で年末調整して、他の給与を含めて所得税の確定申告をする必要があります。

②居住者・非居住者の主な違い

居住者	国内に「住所」を有し、引き続き1年以上「居所」を有する個人(住民票または、1年以上居住確認のため在留カードの在留有効期限を確認)
給与所得の源泉徴収税額表により源泉所得税を徴収し、年末調整により年税額の精算	

非居住者	「居住者」以外の個人
人的役務の提供事業の対価として20.42%の税率を乗じて算出 ※源泉徴収税額の税率が高くなります。	

(参考法令等) 所法2①三、所令14①一、所基通3-3

Ⅶ 消費税・インボイス制度

1. 消費税

<輸出免税>

Q

当社は日本国内の中古車販売会社やオークションで中古車を落札・買入れ(仕入れ)して、海外の中古車販売業者に向けて輸出販売しています。消費税の輸出免税を利用して還付申告する際の注意点を教えてください。

A

輸出免税に係る消費税の還付申告において、実際の取引を装うなど虚偽の内容で申告書を提出し、消費税の還付を不正に受けようとした事例が税務調査で発覚し、新聞紙上でも頻繁に報じられています。

国税局が各種情報を基に必要と判断した場合、還付金の支払いが一時保留され、還付申告の内容を確認するために行政指導において証拠書類の提出を求められたり、税務調査が実施されたりすることがあります。

輸出免税の証拠書類(例)

著者の顧問先である中古車販売会社(外国人の代表者)の消費税の還付申告に対して税務署から各種資料確認の連絡があり、さらに税務調査に及んだため、税務上の次の各種の疎明資料を提示することで還付請求が完了しました。

- | |
|---|
| ①輸出許可通知書(税関での証明書：貿易書類上でのインボイス) |
| ②国内での車両に係る仕入納品書・請求書(インボイス番号の確認) |
| ③輸出車両の車両番号リスト |
| ④車両解体した際の部分品・パーツ価格(船舶コンテナにパーツ積載での輸出がある場合) |
| ⑤金融機関発行の「外国送金・本支店間外貨送金計算書(被仕向送金)」 |

X 租税特別措置法

1. 中小企業向け措置の中小企業者に該当するかの判定

<措置法上の中小企業者>

Q

中小企業向けの租税特別措置の中小企業者に該当するかどうかは、どのように判定すれば良いでしょうか。

A

中小企業向けの租税特別措置の中小企業者に該当するかどうかは、事業年度末において次の①および②に該当する法人となります。

①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人のうち、次のi～ii以外の法人

i その発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を同一の大規模法人※に所有されている法人

ii その発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を複数の大規模法人に所有されている法人

②資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ただし、中小企業者のうち適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等)に該当するものは対象から除かれます。

○大規模法人

次の①～④までに掲げる法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人

②資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

③大法人(次のiからiiiまでに掲げる法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人